

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会役員候補者選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事の人数)

第2条 理事は、協会加盟構成団体が推薦する者の中から、定款第13条第1項の範囲内において選任する。

(理事候補者の推薦)

第3条 前条に掲げる理事候補者の推薦については、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟競技団体が推薦する理事候補者は、別表1に掲げる加盟競技団体理事候補者選任区分

表のそれぞれの右欄に掲げる人数を推薦するものとする。

(2) 理事会は、会長が任命した事務局長を理事に追認することができる。

(監事候補者の推薦)

第4条 理事会において推薦するものとする。

(定年制)

第5条 役員は、就任時において満年齢70歳未満でなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる理事候補者に、70歳未満の適任者がいなければ定年制を適用しないことができる。

(2) 監事になる者については、定年制を適用しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の議決によって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月19日から施行する。

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

別表1

加盟競技団体理事候補者選任区分表

区 分	構成団体	団体数	候補者数
球 技	バレーボール協会 バスケットボール協会 サッカー協会 卓球協会 テニス協会	9	3人

	ソフトテニス 協会野球協会 ソフトボール協会 ホッケー協会		
個人主体	陸上競技協会 水泳協会 スキー協会	3	1人
武 道	柔道協会 剣道連盟 弓道協会 相撲連盟 空手道協議会	5	2人
生涯スポーツ・ ニュースポーツ	ゲートボール協会 グラウンドゴルフ 協会 ペタンク協会 インディアカ協会 健康ダンス協会 スポーツ少年団	6	2人

様式第1号(第4条)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会長 様

構成団体 _____

届出者 _____ ㊟ 所属 _____

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会理事候補者届

1	(ふりがな)	
	氏 名
	所 属	
	住 所	〒
	電話・ファックス番号	
	電子メールアドレス	
2	(ふりがな)	
	氏 名
	所 属	
	住 所	〒
	電話・ファックス番号	
	電子メールアドレス	
3	(ふりがな)	
	氏 名
	所 属	
	住 所	〒
	電話・ファックス番号	
	電子メールアドレス	

※ 令和 年 月 日 () まで事務局に提出(厳守)願います。